

令和7年度 緊急時児童・生徒引き渡しマニュアル

加東市立社学園小学校・中学校

I 児童・生徒引き渡しを実施するケース

- ① 大規模な自然災害（大雨、雷、地震「震度5弱以上」が発表された場合・河川の氾濫・土砂災害など）が発生したとき
- ② 不審者が学校へ侵入し、実被害が出たとき
- ③ 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童・生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 児童の引き渡しについての連絡

- (1) 通信手段：学校から totoru で保護者に連絡する。
- (2) 通信手段が使用できない場合は、学校に児童・生徒を待機させ、引き渡し者の来校を待って引き渡しを行う。上記の「児童・生徒の引き渡しを実施するケース」を踏まえ、保護者の判断で来校していただく。

3 引き渡し場所

- (1) 各教室を引き渡し場所とする。状況によって施設使用が不可な場合は、大運動場を引き渡し場所にする。
- (2) 児童・生徒の心理的な動揺などにより、学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、改めて設定した引き渡し場所を連絡する。

4 引き渡し手順

引き渡しのケースに該当

- ① 大規模な自然災害（大雨、雷、地震「震度5弱以上」が発表された場合・河川の氾濫・土砂災害など）が発生したとき
- ② 不審者が学校へ侵入し、実被害が出たとき
- ③ 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童・生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき
- ④ その他、校長が引き渡しを必要としたとき

保護者の動き



学校（教職員）の動き



- 学校から tetoru で引き渡し実施の連絡あり
- 学校から連絡できない状態になると推測される。

児童・生徒引き渡し場所（原則各教室、施設使用不可の場合、大運動場）へ行き、児童・生徒を引き取る。

- ① 引き取り者は、児童・生徒の教室へ行く。
- ② 弟兄姉妹がいる場合は、下の学年から迎えに行く。
- ③ 順番に学級の担任（担当職員）に、児童・生徒名、児童・生徒との続柄、引き取り者の名前を告げる。
- ④ 職員が引き渡し票にて引き取り者を確認後、受取人欄へサインをする。
- ⑤ 職員が引き渡し日時を記入し、確認欄へサインする。
- ⑥ 待機している児童・生徒本人を確認し、引き取る。
- ⑦ 決められたルートで下校する。

- 児童・生徒の安全確認後、教頭が保護者へ tetoru で連絡する。

- 担任は教室で児童・生徒引き渡しの準備をする。
※準備物 児童・生徒名簿、引き渡しカード、筆記用具
- 引き取り者に①児童名②続柄③引き渡し者の氏名を確認する。引き渡しカードにサインをもらい、引き渡し時間を記入し確認欄にサインする。
- 児童・生徒を引き渡す。
- 大運動場の場合は、学年のコーンを並べプラカードをかける。
- 学年の位置に児童・生徒をクラスごとに整列させる。
- 兄弟姉妹がいる場合は、下の学年から引き渡す。

- 学級の引き渡しが終了次第、教頭へ報告する。
- 教頭は、引き渡し状況を集約して教育委員会へ報告する。

*お近くにお住まいの方は、可能な限り徒歩で来校していただく。

*保護者と連絡がつかない場合は、児童・生徒を学校で待機させ、担任等が付き添い、心のケアに努める。